

# 令和8年度うちエコ診断実施機関の認定に関する募集要領

令和8年5月19日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット（以下「全国ネット」という。）は、環境省が行っている『「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」推進事業等委託業務』における「家庭エコ診断制度の管理運営」を行っており、うちエコ診断実施機関の認定を実施しています。

うちエコ診断実施機関の認定に関する内容、対象者、応募方法、審査及び認定等を本募集要領に記載しております。うちエコ診断実施機関に応募申請される方は、本募集要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

## 1. 目的

家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、各家庭のエネルギー使用量や地域性、家庭のライフスタイルに合わせた二酸化炭素排出量や光熱費削減に効果的な対策を具体的情報と合わせて提案するうちエコ診断の診断実施機関を認定し、うちエコ診断の実施を推進することで、脱炭素ライフスタイルへの転換を促進し、家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減を実現することを目的としています。

## 2. 認定の内容

### (1) 認定の基準

#### ① うちエコ診断実施要綱（第六条）によるうちエコ診断実施機関の認定基準

- ア うちエコ診断の診断実施機関として役割を理解し、管理体制を有していること
- イ うちエコ診断の手法を理解し制度運営事務局・資格試験運営事務局の指示に従い、その改善等を実施できること
- ウ 登録申請するうちエコ診断士を受け入れて、その管理ができること
- エ 受け入れについては、うちエコ診断士の登録申請者を対象に診断スキルを審査し、制度運営事務局・資格試験運営事務局の運用方針に照らし合わせて、その受け入れを診断実施機関自身の責任において実施できること
- オ うちエコ診断の実施にあたり、受診者等からの個人情報管理や消費者問題に適切に対応することができること
- カ 診断後に本業につなげる行為(営業行為等)を行う場合は、うちエコ診断の氏名、認定番号、顔写真を一般に向けて公表することができること  
(ただし、顔写真の公表はうちエコ診断士本人の同意を受けた人のみとする)
- キ その他の苦情・問い合わせに対しても、窓口を設置して、適切に対処できること
- ク 診断受診家庭の募集計画等を自ら立案し実施できること
- ケ 診断実施支援システムの仕組み・役割を理解し、診断実施機関内において適切に運用できること
- コ 診断実施機関への登録手続きの一環として行う、うちエコ診断士に対する登録時研修

- 及びフォローアップ研修を実施する体制を有すること
- サ 診断実施機関として運営に関して、環境省ガイドラインやうちエコ診断実施要綱およびその他関連する規程を遵守できること
- シ うちエコ診断士に対して、うちエコ診断実施要綱およびその他関連する規程を遵守させ、適切な管理ができること
- ス これらのことを実施するための必要な資金が準備できること

② その他の認定基準

- ア 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できるものであること
- イ 個人情報の取り扱いに同意できること

(2) 申請資格

うちエコ診断実施機関への認定の申請ができる者は、以下のいずれかの者とします。

- ① 民間企業
- ② 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- ③ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- ④ 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ⑤ 法律により直接設立された法人
- ⑥ その他全国ネットが適当と認める者

(3) うちエコ診断実施機関の認定期間

認定の有効期間は、当該認定が行われた日から起算して2年を経過した日以後における最初の3月31日が経過するまでの期間とします。なお、うちエコ診断の実施期間は認定期間内とします。

(4) うちエコ診断実施機関としての認定後の診断実施報告

うちエコ診断実施機関として認定を受けた団体は、毎年度の診断件数および受診家庭による診断後の対策実施による二酸化炭素排出量の削減効果、その他、制度運営事務局が求める事項について、認定期間中の翌年度4月までに取りまとめ、制度運営事務局に報告していただきます。

※受診家庭の診断データ(光熱費情報、対策実施状況、および二酸化炭素削減量等)については、家庭エコ診断制度運営事務局及び環境省に提供することについて、事前に受診家庭に同意を得た上で診断を実施して下さい。同意の取得方法については、別途フォーマットを提供します。

3. 応募にあたっての提出書類、受付期限等

(1) 提出書類

応募に当たり以下の書類を提出してください。

- ① 認定申請書【様式1】
- ② 実施計画書【様式2】
- ③ 申請者(共同事業者による申請の場合は代表事業者)の企業パンフレット等業務概要が

わかる資料及び定款または寄付行為

- ④ 申請者（共同事業者による申請の場合は代表事業者）の経理状況説明書（直近2決算期の貸借対照表及び損益計算書（応募の申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算を、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書を提出すること。）
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書【別紙1】
- ⑥ 個人情報の取り扱い同意書【別紙3】

※ ①②については、様式を家庭エコ診断制度ポータルサイトよりダウンロードしてください。

※ 提出書類の作成にあたっては、必ず「うちエコ診断実施要綱」を一読の上、作成してください。

※ 地方公共団体の場合は③、④、⑤の提出は不要です。

## (2) 受付期間

令和8年5月19日から令和9年3月31日まで

## (3) 提出部数

- 3. (1) ① 1部
- 3. (1) ② 1部
- 3. (1) ③ 1部（※地方公共団体の場合は提出不要です）
- 3. (1) ④ 1部（※地方公共団体の場合は提出不要です）
- 3. (1) ⑤ 1部（※地方公共団体の場合は提出不要です）
- 3. (1) ⑥ 1部

## (4) 提出方法

電子ファイル(PDF形式)により電子メールで送信。

## (5) 提出先

電子メールアドレス : kateieco-seido@jccca.org

## (6) 提出に当たっての注意事項

- ① 電子メールで提出後、事務局からの受信連絡メールを必ずご確認ください。
- ② 電子メールで提出した際に、3営業日を過ぎても事務局より受信連絡がない場合は、確認連絡を行ってください。
- ③ 署名捺印が必要な提出書類についても、PDF形式で提出してください。提出書類は、うちエコ診断実施機関の審査、認定後の運営管理、その他家庭エコ診断制度の運営業務以外の目的には無断で使用しません。
- ④ うちエコ診断実施機関の認定に係る提出書類等については、別紙に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出をお願いします。

#### 4. 個別説明

希望する団体へは、個別に説明を行いますので、下記の問い合わせ先まで電子メールにてお問い合わせください。

#### 5. 審査及び認定

##### (1) 審査方法

応募にあたっての提出書類等をもとに、うちエコ診断実施機関に関する審査基準に基づいて書類審査を行い、認定を行います。

なお、審査にあたって、提出書類の記載内容についてお問い合わせさせていただく場合がございます。

##### (2) 認定結果の通知

認定結果は、提出書類等の到達後、原則として 30 日以内に電子メールにて通知いたします。

##### (3) 認定結果の公表

認定を受けたうちエコ診断実施機関は家庭エコ診断制度ポータルサイトで公表します。

##### (4) 不正に対する認定の取消し等

提出書類等に虚偽の内容を記載した場合等においては、認定の取消の措置をとることがあります。

#### 6. 認定後の手続きについて

うちエコ診断実施機関として認定後は、診断事業の開始にあたって、以下の手続きが必要になります。

- (1) うちエコ診断実施機関情報登録
- (2) 診断実施支援システム、うちエコ診断ソフト使用申請
- (3) うちエコ診断士登録手続き

#### 7. 問い合わせおよび申請書類等の提出先

〒102-0074 東京都千代田区九段南 3-9-12 九段ニッカナビル 7 階  
一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット（家庭エコ診断制度運営事務局）

TEL : 03-6273-7785      E-MAIL : kateieco-seido@jccca.org

お問い合わせ受付時間 10 時から 16 時（土・日・祝日を除く）

年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット  
理事長 高田 研 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

### 暴力団排除に関する誓約書

当社（法人である場合は当法人）は、下記のいずれにも該当しません。また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、本誓約書の提出をもって誓約します。

### 記

- (1) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

## 個人情報のお取り扱いについて

応募様式にご記入いただく情報は、「個人情報」に該当しますので、一般社団法人 地球温暖化防止全国ネット（以下、「全国ネット」）が、記入いただきました個人情報の保護のために必要なセキュリティ対策を講じ、適切に取扱います。

具体的には、以下のように対応させていただきますので、ご同意の上で同意書（別紙3）のご提出をお願いいたします。

1. 個人情報の取扱いは、全国ネットの「個人情報保護規程」に従って対応いたします。規程については、ウェブサイトをご確認ください。
2. 入力いただいた個人情報は以下の目的に利用します。
  - (1) うちエコ診断実施の運営管理のための連絡
3. 入力いただいた個人情報の利用について
  - (1) 2. に示す利用目的の範囲を超えて、当該個人情報を利用することはありません。
  - (2) 2. に示す目的のため、『「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」推進事業等委託業務』における「家庭エコ診断制度の管理運営」業務の委託元である環境省へ提供いたします。

年 月 日

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット  
理事長 高田 研 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者の職・氏名 印

### 個人情報の取り扱い同意書

当社（法人である場合は当法人）は、下記の個人情報の取り扱いに同意します。

#### 記

1. 全国ネットの「個人情報保護規程」による個人情報の取り扱いについて
2. 個人情報の利用の目的
  - (1) 『「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」推進事業等委託業務』における「家庭エコ診断制度の管理運営」業務（以下、「本業務」という。）の運営管理のための連絡への使用。
3. 個人情報の利用範囲
  - (1) 2. に示す利用目的の範囲での、当該個人情報を利用。
  - (2) 2. に示す目的のため、本業務の委託元である環境省へ提供。